

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

日赤新労

平成13年
1月1日
発行
第171号

発行所

日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8伸和ビル1F
TEL (03)3433-3028
FAX (03)3432-4560
Eメール sinrou@nyc.odn.ne.jp
発行責任者 坂本樹由

平成12年度

第三回中央委員会開催

年末手当交渉等について討議

十二月十日、十一日の両日、震災からの復興も目覚ましい神戸市三宮にある「ホテルサンルートソラ神戸」において、平成十二年度第三回中央委員会が開催された。

会議には全国加盟単組より中央委員及びオブザーバー等九〇名を超えて多くの参加者を得て、議題である平成十三年度運動方針案や要求書案等について審議が行われた。また、難航している年末手当交渉についても熱心な討議が展開され、盛会のうちに二日間の会議を終了した。

賜りたい。また、現在もなお、年末手当交渉では妥結に至っていない単組もあるが、最後まで交渉を継続して、次年度への基盤作りを念頭に頑張って戴きたい。

今中央委員会では、十三年度の具体的な活動指針となる運動方針並びに要求書等の審議を控えているが、本部提出案においては、次年度に本社が提示してくると思われる高齢職員の定年制、これに伴う昇給停止制度の導入や、本部本社間で意見交換している昇給昇格基準のあり方について、具

体的に取り組んでいく考えが盛り込まれている。

中央委員各位には慎重なるご審議をいただき、オブザーバーの方々にも忌憚のないご意見を頂戴したい。」と繰り返された。

その後報告事項に入り、本部より各部報告、一般経過報告が行われ、審議事項では来年度運動方針案や要求書案等について、討議が関与・介入しないように」といった意見が出され、来年度からの交渉に課題を残すこととなった。

三、平成十三年度要求書案について
基本賃金の引き上げについては、定昇込み三・五％(一万二千五百円)を要求することで、また諸手当においては一部文面の修正がなされ、賛成多数で決定。

四、本部役員について
役員詮衡委員長の武郷徹氏(三原日赤)より、中央委員会に先だって行われた役員詮衡委員会の審議報告が行われた。

現役員一名の退任にともなう人選は、原則、欠員の出るブロックから選出する考えが示された。他の現役員七名については、承諾が得られている。

五、大会運営について
第四〇回定期全国大会開催にあたり、日程、大会役員等の確認が行われた。

六、組合結成四〇周年記念式典について
組合結成四〇周年記念行事実行委員会・坂本委員長より日程等の報告があり、各単組に式典の準備にかかる協力要請がなされた。

七、その他
(1)Eメールの活用について(本部のメールアドレスは、本紙発行所欄に記載)
(2)施設間の異動に伴う調整手当の支給暫定期間について
(3)昇格基準の適正な運用について

まず開会のことばの後、審議に先立ち、浜崎中央として厳しい状況が続いている資格審査・成立確認(出席 執行委員長が挨拶に立ち、中央委員二六名、委任状二名)が行われ、議長に小林智氏(前橋日赤)、副議長に堀内俊明氏(名二日赤)、書記に井口祥三郎氏(岡山日赤)が選出された。

「日本経済に明るい兆しを感じられるとの政府発表に反して、景気の現状は依然として、労働者を取り巻く環境も好転する状況とはいえない。

このような中、我々の本年度の基本賃金及び諸手当の引上げ要求は、本社の俸給表を改正しないとすると強硬な姿勢の中で、粘り強い交渉を重ね、諸手当の改善においては人事院勧告を上回る率を獲得することができた。決して満足できるものではないが、新労働組合員の日々の活動の成果として評価できるものと考えられる。新たな想いを胸に抱き、新しいこととしたいと思います。

二二世紀のスタートとなる二〇〇一年を迎え、組合員各位におかれましては、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日赤新労にとりましても、結成四〇周年という記念すべき年となりますが、新年を迎えらるる環境にはないと言えましよう。

こうした中で、労働市場を見ると、新たな産業であるIT関連企業の新興と生き残りを賭けた既存企業の

【報告事項】
一、各部報告
【組織部】
○単組の内部強化
○年末手当の妥結状況を情報収集
【教宣部】
○幹部研修会開催
一 医療機関におけるリスクマネージメント
講師 安田リスクエンジニアリング(株) 村田勝氏

不透明な中で新世紀を迎えました。

雇用・失業情勢も戦後最悪の状態に陥っており、これまでにない厳しい状況となっております。我々労働者の生活実感としては、物質的には豊かになっていくと

経営戦略の転換は、我々の就業形態にも大きな変化をもたらしています。これまでの慣行の見直しと戦略的なチャートが求められており、まさに労働者一人一人の能力が問われる時代となりました。長年維持されて

事業展開を図ろうとしていますが、まず、我々が取り組まなければならないことは、現状認識を正しく行うことだと思えます。

支部事業において、要となる社費・社資の中で社資が減少しているのは、これ

医療機関としての将来展望と、国の医療政策を的確に把握した経営戦略を進めていくのかどうか。

また、血液事業では、厚生省頼りではなく、赤十字独自の事業展開と将来展望を明確にし、国民から真に信頼される血液事業主体として認識されているか、果たして職員一人一人が赤十字の理念である七原則に照らし、謙虚に見直す時期に来ているのではないかと

日赤新労は、綱領において、赤十字の民主化と近代化、そして人道的任務の達成に寄与することを掲げていますが、労働組合としての使命は、第一義的には、組合員一人一人の生活の安定と向上に最大限努力して

平成十三年元旦

昇格基準の運用を再度チェックしよう!

【調査部】
○平成十二年度調査結果を集計、発送
○年末一時金・年末年始特別手当の調査を実施
二、一般経過報告
二、平成十三年度予算案について

予備費は例年並みの額とし、残りは一般会計積立金に計上することで、賛成多数で承認された。

二、昇格基準の適正な運用について
昇格時に特定級による運用に誤りがあるなど、昇格基準が適正に運用されていないケースが見られる。各施設においても、個別に昇格基準の運用の再確認をすすめる。不明な点は、本部に問い合わせを。

行かなければならないのは当然のことです。

今後、これまでの労使協調路線を原則として、社会構造変革の大きな荒波にのまれることなく、新たな展望に向けて突き進んでいかなければなりません。それには本部・単組が一体となつて、要求を実現するために、大胆な発想と勇気をもって取り組んでいくことが大切です。

本年も皆様と共に考え、行動する一年としたいと思います。

最後に、組合員の皆様及びご家族の皆様にとって、今年がご多幸と実りのある一年となりますことを祈念して、念頭のご挨拶といたします。



中央執行委員長 浜崎健蔵

二二世紀を迎えて

中央執行委員長 浜崎 健蔵



日赤新労第3回中央委員会

教宣活動を強化し、組織の団結と活性化
労働時間短縮と完全週休二日制の導入
大増賃金を獲得し豊かでゆとりある生活

二二世紀のスタートとなる二〇〇一年を迎え、組合員各位におかれましては、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日赤新労にとりましても、結成四〇周年という記念すべき年となりますが、新年を迎えらるる環境にはないと言えましよう。

こうした中で、労働市場を見ると、新たな産業であるIT関連企業の新興と生き残りを賭けた既存企業の

二二世紀を迎えて

二二世紀のスタートとなる二〇〇一年を迎え、組合員各位におかれましては、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日赤新労にとりましても、結成四〇周年という記念すべき年となりますが、新年を迎えらるる環境にはないと言えましよう。

こうした中で、労働市場を見ると、新たな産業であるIT関連企業の新興と生き残りを賭けた既存企業の



ミニチュアガーデン講習会を開催して

浜松赤十字病院職員組合

当院組合婦人部では、毎年 一つの行事を恒例として ナーの開催です。今年度は 行っています。 十月十七日に「ホテルコ



新しい年を迎え皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます

執行部一同

組合結成20周年 記念式典を挙行

—飯山赤十字病院職員組合—



十二年度第二回中央委員

会に参加された皆さんはご

存じかと思いますが、医療

事故紛争の現状と予防策の

検討を中心として講演して

いただきました。 式典に入り、浜崎中央執

行委員長、川村院長より

ご祝辞をいただきました。

浜崎中央執行委員長には中

央執行委員会開催中という

お忙しい中ご臨席賜り、ま

だき、短い時間ではありま

したが、組合員も熱心に聴

講させていただきました。

当院も「医療事故防止マニ

ユアル」を作成中で、今後

調を柱としている日赤新労

を参考にさせていただきたい

を理解されており、「管理

者との対話の中からより良

い病院づくり、より良い生

活環境づくりを一緒にやっ

ていきたい」とのお言葉を

いただきました。 また

成当時にご尽力いただいた

方と歴代執行委員長二名の

表彰をさせていただきました。

た。聞くところによると、

過去には管理者による組合

弾圧があったようです。そ

のような中で、昭和五十六

年四月二十二日の結成大会

「法定時間外労働と 三六協定」

争われましたケースを紹介します。 大阪高裁は、労基法64条の2の1項(事件当時61条)で「女子については1日2時間、1週6時間を超える時間外労働をさせてはならないことを規定している。本件のように、女子労働者について三六協定において時間外労働を1時間と定めている場合には、これを超える時間外労働をさせても1日2時間(現行法では廃止)、1週6時間の制限内である限り同法61条には触れないから、同条の違反と言うことはできないが、「8時間労働の原則に対する例外規定である、同法36条に定める条件を充たさない場合として、男子労働者の場合と同様に、右原則に戻り、同法32条1項(現行法は2項)違反の罪を構成する」としました。

明治大学法学部講師 松岡 二郎

労働法Q&A

1. 法定時間外労働は、1日8時間、1週40時間を超えた実労働時間
労基法は、原則として使用者が労働者を1日8時間、1週40時間を超えて労働させると刑事罰を課すとしています。しかし、使用者が下記の要件を満たせば、労働者を法定時間外労働させても、刑事罰は受けません。
①三六協定の締結・届出(法定時間外労働協定の締結)
②最低2割5分増しの割増賃金の支払い
③法定時間外労働の合意
2. 三六協定は、単に使用者が刑事罰を受けないという使用者だけが必要なアイテム
3. 違法な法定時間外労働
①三六協定を欠いたケース
法定時間外労働は、民事的法的効果として、業務命令として認められないこととなります。また、この場合でも使用者は割増賃金を支払わないと刑事罰を受けることとなります。
②三六協定で締結した内容に違反したケース
三六協定で定めた時間外労働の限度を超えた場合の、使用者の刑事責任が



組合結成四〇周年 記念式典並びに祝賀会のご案内

日本赤十字新労働組合連

合会は、昭和三十六年九月

に結成以来、四〇周年を迎

えることになりました。こ

の間、さまざまな困難に直

面しながらも数多くの成果

を勝ち取り、赤十字におけ

る労働組合としての基礎を

確固たるものとして、成長

して参りました。

この記念すべき結成四〇

周年を祝って、記念式典及

び祝賀会を開催することに

なりましたので、多くの組

合員の皆様にご出席いた

きたくご案内いたします。

【日時】平成十三年一月二

十六日(月)

【場所】ホテル日航豊橋

正しく運用されていますか? 昇格基準の特定級

昇格基準の運用に関しては、昇格基準表に基づいて、昇格の3要件、すなわち「必要在職年数(含経験年数)」「必要在級年数」、及び「基準級号俸」を満たし、昇格対象者は属する級に2年以上在職していることが必要です。ただし注意点として、「基準級号俸」の「~号俸以上」とは、その号俸になる時点で昇格すると解釈します。

なお、平成8年度から実施されている昇格制度により、下記の表に規定されている特定級への昇格の際は、1号俸上位に格付けがなされます。ただし、「平成4年4月1日から平成7年3月31日の間に1度も昇格がなく、平成8年4月1日から平成14年3月31日までの間に最初に昇格させた場合」は、これに該当しません。

この運用方法は、日赤新労賃金委員会発行「昇格基準の取扱い」及び「昇格基準の運用手引き」に記載されています。特に、昇格時にこの特定級による運用が誤っているケースが報告されていますので、各単組でも是非個別に再確認してみてください。

特定級表	俸 給 表		職務の級
	一般職俸給表	(一)	
	一般職俸給表	(二)	4 級
	医療職俸給表	(一)	2 級
	医療職俸給表	(二)	3 級
	医療職俸給表	(三)	3 級
	福祉職俸給表		2 級

者との対話の中からより良い病院づくり、より良い生活環境づくりを一緒にやっ

(書記長・宮崎 修)